

長野県介護支援専門員資質向上事業実施要綱

(目的)

第1条 要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を保持して自分らしい自立した日常生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援といった多様なサービスが一体的に提供されるとともに、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的とする。

また、主任介護支援専門員については、地域包括ケア体制の構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職の養成を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要綱は、本県において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について（平成27年2月12日老発0212第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）に規定する研修を実施するに際し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、県又は県が指定した研修実施機関とする。ただし、県が実施主体の場合は、適切に研修を実施できると認める団体等への委託により実施することができる。

(事業内容)

第4条 本事業の事業内容は以下のとおりとする。

(1) 介護支援専門員実務研修（法第69条の2第1項及び施行規則第113条の4に規定する研修）

ア 目的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

イ 対象者

法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。

(2) 介護支援専門員専門研修（法第69条の8第2項に規定する研修）

ア 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技術の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。

イ 対象者

①専門研修課程Ⅰ

専門研修課程Ⅰの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。なお、介護支援専門員として、効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であり、就業後3年以内に受講することが望ましい。

②専門研修課程Ⅱ

専門研修課程Ⅱの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者とする。

(3) 介護支援専門員再研修（法第69条の7第2項及び施行規則113条の16に規定する研修）

ア 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が再び実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図る。

イ 対象者

介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者とする。

また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者としてすることができる。

(4) 介護支援専門員更新研修（法第69条の8第2項、施行規則第113条の18に規定する研修）

ア 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図る。

イ 対象者

次のいずれかに該当し、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。

①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者（以下「実務未経験者」という。）

②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者（以下「実務経験者」という。）

(5) 主任介護支援専門員研修（施行規則140条の68第1項第1号に規定する研修）

ア 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他

の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを实践できる主任介護支援専門員の養成を図る。

イ 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、主任介護支援専門員の役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画書等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

- ① 専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所における管理者との兼務のみ通算期間として算定できる）。
- ② ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする）。
- ③ 施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務にあたり十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認めた者

(6) 主任介護支援専門員更新研修（施行規則140条の68第1項第1号に規定する研修）

ア 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。

イ 対象者

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーター等の経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

ウ イ②に定める研修（以下「法定外研修」という。）は、別に定める。

（事業実施上の留意点）

第5条 各研修で行うべき課程については、施行令、施行規則及び国要綱に規定する内容以上のものとし、留意点については次に掲げるものとする。

- （1）長野県介護支援専門員研修懇話会及び長野県介護支援専門員研修企画懇話会（以下「研修懇話会等」という。）で意見を聞いた上で作成した科目別研修概要、シラバス等に基づき実施すること。
- （2）介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の実習の種類及び具体的な取扱いについては、次に掲げる以上のものとする。

ア 実習Ⅰ

（ア） ケアマネジメントの各プロセス（アセスメント、プランニング、モニタリング、サービス担当者会議及び給付管理。以下「ケアマネジメントプロセス」という。）の経験を通じて、実践に向けての留意点や今後の学習課題、現場における倫理的な課題を理解することを目的として、居宅の利用者についての居宅サービス計画作成に係る一連の書類の作成を行う。

（イ） 実習Ⅰの期間は、1ヶ月程度とする。

イ 実習Ⅱ

（ア） ケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に向けての留意点や今後の学習課題、現場における倫理的な課題を理解することを目的として、介護保険事業所におけるケアマネジメントプロセスの見学実習を行う。

（イ） 実習Ⅱの期間（時間）は、3日以上かつ18時間以上とする。

（ウ） 実習Ⅱは、実習協力事業所において実施するものとする。ここでいう実習協力事業所とは、（エ）及び（オ）に定めるものとする。

（エ） 実習協力事業所の要件は、次に掲げるものとする。

a 実習指導者を配置していること。実習指導者は、常勤専従の主任介護支援専門員（施設にあっては現任の介護支援専門員）であって、以下の(a)から(d)までのいずれかに該当する者とする。

（a） 指導者養成研修修了者。ここでいう指導者養成研修とは、社会福祉法人長野県社会福祉協議会が実施する介護支援専門員研修演習助言者養成研修及び介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修を指す。

（b） 法定研修又は一般社団法人長野県介護支援専門員協会が実施する法定外研修において、過去3年以内に1回以上講師又はファシリテーターを務めている者。

（c） 主任介護支援専門員更新研修修了者。

（d） 令和元年度以降の主任介護支援専門員研修修了者。

b 県又は市町村が実施する指導監査監督において、改善勧告を受けたことがないこと。

（オ） 実習協力事業所は登録制とする。登録に係る規定は、指定研修実施機関において別に定める。

(3) 本事業で行う研修のうち、次のア、イの各々の研修については、研修内容が同一であり、研修開催日程、研修場所、研修定員等の規模等については、適切な研修が行われるよう配慮することを前提に、同一の日程等で行うことは差し支えない。

ア 介護支援専門員実務研修、介護支援専門員再研修及び実務未経験者に対する介護支援専門員更新研修

イ 介護支援専門員専門研修及び実務経験者に対する介護支援専門員更新研修

(4) 研修の実施にあたっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を行うものとする。その取扱いは、国要綱に定めるものの他、次に掲げるものとする。

ア 評価の考え方

「介護支援専門員研修ガイドライン」(介護支援専門員研修改善事業)に準じ、研修を通して修得したことを確認した上で、自己の今後の活動にフィードバックし、自信を持って実務に必要な能力を獲得することが目標であり、現時点で達成できないことを把握し、今後の実践につなげる。

イ 評価の方法

修了評価は、筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート等、研修懇話会等で意見を聞いた上で、指定研修実施機関が適切と判断した方法により行うこと。

ウ 評価基準

基準に到達しなかった場合は、科目ごとにレポート等を課し、その提出及び内容確認を行った上で履修と認定すること。

(修了証書の交付)

第6条 知事又は研修実施機関の長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するとともに、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等、必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

(費用負担)

第7条 第4条(1)(3)(4)に規定する研修について研修受講者が納付する研修受講料は、長野県手数料徴収条例のとおりとする。

なお、第3条により規定する者は、第4条に規定する研修について、受講者に対し、研修の実施に必要な経費として別表1に定める研修受講料を徴収する。

別表 1

研修名			研修受講料
介護支援専門員実務研修			46,000 円
介護支援専門員専門研修	ア 介護支援専門員として業務に従事した期間が 6 月以上の者に係るもの		26,000 円
	イ アに掲げる研修課程を修了した者で介護支援専門員として業務に従事した期間が 3 年以上の者に係るもの		14,000 円
介護支援専門員再研修			32,000 円
介護支援専門員更新研修	ア 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務の経験を有しない者に係るもの		32,000 円
	イ ア以外の者に係るもの	第 1 回目の更新の場合	(ア) 介護支援専門員専門研修の ア に掲げる研修の課程を修了した場合 14,000 円
			(イ) 介護支援専門員専門研修の ア 及びイに掲げる研修の課程を修了していない場合 40,000 円
	第 2 回目以降の更新の場合		14,000 円
主任介護支援専門員研修			36,000 円
主任介護支援専門員更新研修			43,000 円

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 12 月 14 日一部改正

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 25 日一部改正

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 31 日一部改正

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項イ①並びにこれらに係る別表 1 に掲げる研修受講料については、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定に基づく研修及び指定に関し必要な手続きその他行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

平成 28 年 3 月 28 日一部改正

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正